

徳島県告示第三百十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
公衆無線LANセンターサーバ更改業務
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県政策創造部地方創生局Society5・O推進課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和二年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社
東京都中央区銀座八丁目二一番一号
- 五 契約金額
七千四百八十七万六千五百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号